

社会福祉法人袋井市社会福祉協議会後援名義承認に関する基準

平成17年4月1日

この基準は、社会福祉法人袋井市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、社協以外の者が行う福祉関係事業を後援することに関し必要な事項を定める。

後援の基準

- 1 社協は、次の各号に該当する事業について、後援をすることができる。
 - (1) 行政機関又は社協関係機関、福祉関係団体及びこれらに準ずる団体が主催する事業で、住民の福祉推進に寄与するもの。
 - (2) 全市民を対象とするもの。
 - (3) 入場料、参加料等が、参加者に対し経済的負担が過重でないもの。
 - (4) 開催場所が、公衆衛生、災害防止等に関して十分な設備・措置が講ぜられているもの。
 - (5) 袋井市の区域で行われるもの。ただし、社協会長が適当と認める場合はこの限りではない。
 - (6) その他、社協会長が特に必要と認めたもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当すると認められる事業については、後援をしない。
 - (1) 政治活動を目的とするもの。
 - (2) 宗教活動を目的とするもの。
 - (3) 営利を目的とするもの。
 - (4) その他、社協会長が不適當と認めるもの。